令和３年９月

【電話勧誘による商品購入は慎重に】

【相　談】

「海産物は要らないか」と知らない業者から電話があり、コロナで大変だと言うので助けになればと思い注文した。しばらくして高価な商品を購入したことを後悔し、キャンセルの電話をしたが相手は出ない。どうしたらよいか。

【アドバイス】

電話勧誘や訪問販売の場合は、契約日から８日以内であればクーリング・オフが可能です。郵便はがきに解約の意思と必要事項を記入し、簡易書留または特定記録郵便で郵送します。相手の連絡先が不明な場合は、配達業者に事情を説明し、情報を控えた上で、荷物の受け取りを拒否します。クーリング・オフについては、島根県消費者センターのホームページでもご案内しています。

相談者がご高齢でしたので、通知はがきの作成を近所の郵便局員に手伝ってもらい、荷物の到着前に解約することができました。県内の消費生活相談窓口には、高齢者や障がいのある方からの相談も数多く寄せられており、消費者被害の未然防止や救済のためには地域の見守りが助けになります。

また、電話勧誘では、同じ人が何度も同じような勧誘に遭いやすい傾向がみられます。そこで相談者には今後は在宅中でも留守電機能を使うよう助言しました。必要のない商品の購入は、きっぱり断る勇気を持ちましょう。

「クーリング・オフはできない」と言われた、脅されて手続きができなかった、商品にうその説明があったなど、業者の対応に問題がある場合、クーリング・オフの期間が過ぎていても契約を後から取り消すことができる場合があります。

不安な事があれば、一人で悩まず消費者ホットラインにご相談ください。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**